

# 報 告 書

土木警察常任委員会は、令和5年8月22日(火)および23日(水)に、石川県および新潟県において県外視察調査を実施しましたので、その概要を別紙のとおり報告します。

令和5年9月22日

福井県議会議長  
西本 正俊 様

土木警察常任委員会  
委員長 山本 建

## 土木警察常任委員会 視察調査 概要

1 視察年月日 令和5年8月22日（火）～23日（水）  
日程は別紙のとおり

2 出席者 別紙のとおり

### 3 視察内容

(1) 加賀建設株式会社 [8月22日（火）10:20～11:50]

社屋見学の後、あいさつ、資料に基づき概要説明を受け、質疑応答を行った。

(質疑概要は別紙のとおり)

○あいさつ

加賀建設株式会社 代表取締役社長 鶴山 雄一

○「建設産業の担い手確保・育成への取組について」

説明：

加賀建設株式会社 代表取締役社長 鶴山 雄一

(2) 石川県警察本部 [8月22日（火）13:00～14:25]

あいさつの後、資料に基づき概要説明を受け、質疑応答を行った。

(質疑概要は別紙のとおり)

○あいさつ

石川県議会事務局 局長 横川 浩三

○「治安維持・交通安全確保に向けた取組について」

説明：

① 石川県警察における特殊詐欺対策

石川県警察本部 刑事部組織犯罪対策課

課長補佐 山本 聖

② サイバー犯罪対策の取組状況

石川県警察本部 生活安全部サイバー犯罪対策課

課長補佐 窪田 大輔

③ 電動キックボード等の安全利用に向けた取組

石川県警察本部 交通部交通企画課

課長補佐 平野 洋一

(3) 新潟県、新潟港 [8月23日(水) 9:00 ~ 11:00]

あいさつの後、資料に基づき概要説明を受け、質疑応答を行った。

その後、バスで新潟港(東港)に移動し、現地視察を行った。

(質疑概要は別紙のとおり)

○あいさつ

新潟県議会事務局長 加茂 辰也

○「新潟港港湾脱炭素化推進計画の作成状況について」

説明：

新潟県交通政策局港湾振興課 政策企画員 関 花恵

○「新潟港における基地港湾指定までの取組や今後の展開について」

説明：

新潟県交通政策局港湾整備課 副参事 山岸 和弘

○現地視察

# 土木警察常任委員会 県外視察調査日程

実施日 令和5年8月22日（火）～8月23日（水）

日	時間	行程
8 月 22 日 (火)	9:00	福井県議会議事堂 集合
	9:10 ～ 10:20	移動（借上げバス【福井IC⇒白山IC】）
	10:30 ～ 11:30	<b>加賀建設株式会社</b> 住 所：〒920-0337 石川県金沢市金石西1丁目2-10 電話番号：076-267-1161（代表） 概要説明：建設産業の担い手確保・育成への取組について
		移動（借上げバスで20分）
	11:50 ～ 12:45	金沢駅周辺 《昼食》
		移動（借上げバスで15分）
	13:00 ～ 14:30	<b>石川県警察本部</b> 住 所：〒920-8553 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 電話番号：076-225-1036（議会事務局 企画調査課） 概要説明：治安維持・交通安全確保に向けた取組について
		移動（借上げバスで15分）
	15:02 ～ 18:10	移動（新幹線かがやき534号【金沢15:02発⇒長野16:09着】） （新幹線はくたか568号【長野16:20発⇒高崎17:04着】） （新幹線 とき331号【高崎17:11発⇒新潟18:10着】）
		移動（徒歩）
	18:13	新潟駅周辺 《夕食》 《宿泊》
8 月 23 日 (水)	8:30	新潟駅 発
	9:00 ～ 9:50	<b>新潟県庁</b> 住 所：〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4-1 電話番号：025-280-5526（議会事務局 議事調査課 委員会係） 概要説明：新潟港港湾脱炭素化推進計画の作成状況について 新潟港における基地港湾指定までの取組や今後の展開について
		移動（借上げバスで40分）
	10:30 ～ 11:10	<b>新潟港（東港）</b> 住 所：〒957-0101 新潟県北蒲原郡聖籠町 現地視察（港内借上げバスで移動）
		移動（借上げバスで40分）
	11:50 ～ 12:30	新潟県庁周辺 《昼食》
		移動（借上げバスで30分）
	13:23 ～ 17:20	移動（新幹線 とき322号【新潟13:23発⇒長岡13:44着】） （特急 しらゆき6号【長岡13:57発⇒上越妙高15:06着】） （新幹線はくたか565号【上越妙高15:14発⇒金沢16:17着】） （特急サンダーバード36号【金沢16:29発⇒福井17:20着】）
	17:20	福井駅着



土木警察常任委員会  
県外視察調査出席者名簿

【派遣委員】	(氏 名)	(期別)
委員 長	山本 建	2 期
副委員 長	笹原 修之	2 期
委 員	松田 泰典	6 期
〃	細川 かをり	4 期
〃	力野 豊	3 期
〃	西本 恵一	3 期
〃	北川 博規	2 期
〃	森 嘉治	1 期
〃	酒井 秀和	1 期
	(委員	計 9 名)

【議会局】

議事調査課	主 任	吉田 志織
〃	主 任	櫻川 美穂
		(議会局 計 2 名)

(合 計 11 名)

## 1 加賀建設株式会社

### 建設産業の担い手確保・育成への取組について

(説明前に新社屋を見学)

#### I 説明概要

##### ○加賀建設株式会社の概要

- ・当社は今年で創業80年という節目であり、多角的に事業を進める中で物理的に人が入りきらなくなってきたという事情もあり、社屋の建て替えに至った。新社屋は、ZEB（ゼロエネルギービルディング）の中で最高のフル認証を取った木造建築として、日本で2番目の大きさであり、4階建ては初とも聞いている。非常にコストもかかったわけだが、今の時代背景、もしくは日本・世界の社会課題に取り組んでいくための社屋となっている。
- ・主に、海を中心とした土木工事を得意としているが、新幹線の工事といった陸の工事も手掛けている。土木工事が全体の8割くらいのシェアであるが、建築家の方と協働しながら、地域のランドマークになるような建物を造るといった建築工事も得意としている。
- ・一方で、高齢化・少子化が進んでいるこの地域において、次代を担う子どもたちが地域に愛着を持てるように、地域活性化事業にも取り組んでいる。当社の倉庫を改修したカフェや、その隣に「お味噌汁食堂 そらみそ」を核とした「コッコレかないわ」といった施設を作り、運営している。また、棒茶の製造・販売事業を、海外、特にアメリカやヨーロッパを中心に展開している。昨今では、地域の中心部の古く大きい町屋を改修して、子どもたちと大人の交流を中心とした学びの事業にも参入している。

##### ○ウェルビーイング経営・健康経営

- ・一人一人の幸せ、心も身体も社会的にも満たされた状態をつくるウェルビーイングには、石川県も力を入れており、大阪万博のメインテーマにもなっている。
- ・働く人一人一人の幸せを目指していく中で、企業における帰属意識、こ

の企業にいてよかったという感情を高めていくような、ウェルビーイング経営に取り組んでいる。講演会でもお話ししてもらうが、中小企業では、経営者等が人との関わり方をどう考えるか、企業の未来をどう捉えるかといったところで全然変わってくる。社長が変わらなければ会社は変わっていかないし、社長の器以上に企業は育っていかない。人や企業の未来をどういうふうに考えていくかというのが、中小企業の人材育成の根幹ではないかと思う。

- 来年の春に控える2024年問題として、2014年には343万人いた技能者のうち、109万人が65歳を超えて離職すると言われている。10年間で約3分の1の方がいなくなってしまう現状において、建築、大工、土木でも、人がいなくなってしまう現状において、建築、大工、土木でも、人がいなくなってしまう現状において、建設業のレギュレーションを変える、就労環境を改善するといった課題に取り組まなければ企業としても存続していかないし、地域としても難しくなってくる。当社としては、人が育ち、その人が世に貢献する、そして挑戦するといったことを価値観においてやっているところである。
- 会社として、ウェルビーイング経営の根幹となってくる心身の健康を考え施策を実施したところ、変化が生じてきている。例えば、食生活の改善のため、スムージー等の身体にいいドリンクを提供したり、健康アプリにより毎日の食事管理をしたりといったことを会社として実施している。また、デスクワークの社員も多いので、バランスボールをはじめとする健康器具を提供したり、コロナ禍においてなかなかできなかった社員同士のレクリエーションを開催したりしている。
- ある程度一方通行でも、教えるということが大事だと思っているので、社員任せでなく管理本部からも、健康意識の向上につながるような情報を発信している。また、病気の治療と仕事を両立支援できるような体制、社員一人一人が困ったり何かあったりしたときに、会社としてバックアップできるような体制をとっている。
- また、仕事と家庭の両立ができるよう、テレワークの拡充や時差出勤制度の導入を就業規則に記載したり、採用時に短時間勤務を提案したり、子どもの行事のための特別休暇の導入もしている。各社員のライフステージに合わせながら、就業面での制度や環境を整える。何より、会社の社風として、風通しのよい、言いやすい雰囲気をつくるというのが大事で、まだまだ課題だとも思う。
- 健康経営とウェルビーイング経営を進める中で、浸透面での苦労もあるが、当社の場合は、SDGs推進会議や経営会議といった機会に、年3回ほど私からトップメッセージを出したり、社員に知ってもらいたいことをTeamsアプリ内のメッセージで配信したりしている。

### 【新たな挑戦①：クリエイティブ人材による教育課題の解決】

- ・昨今力を入れているのが、古い家屋を改修して、大人でも子どもでも使えるようなライブラリー空間やコワーキングスペースを設け、大人たちがそこを訪れて、専門性を地域の子どもたちに伝えていく取組である。
- ・中小零細企業の唯一の強みというのが、地域とのつながりである。その地域を担っていくときに、次世代が来なければ地域の持続的な発展というのはなかなか難しいので、地域に住む子どもたちに対してどうしていくかということに力を入れている。町屋という空間を使いながら、専門性を持った大人たちが訪れてくる、そして子どもたちに対して自分の持っている知識や情報、学びを伝えていく。
- ・加賀建設としては、場所を提供しながら、将来有望な、能力の高い人材と出会って、人と人のつながりの中で新しい技術に発展させたい。場所を貸してお金をとるという方法もあるのかもしれないが、そうではなく、自分たちがそこで出会う人たちとセッションをしながら、掛け算によるイノベーションというか、新しいビジネスを展開していくきっかけの場としてこの場所を考えている。

### 【新たな挑戦②：パートナーシップによる社会インフラマネジメント】

- ・全国に、港湾施設は約58,000か所あるが、2040年には約7割が50年以上経過するという現状がある。大きな港も小さな埠頭も含めた形かもしれないが、50年経てば施設は壊れる。こういった中で、現状は、壊れたら直すという状況であるが、万が一、人がいるときに壊れたらどうするか。事後の対処となっていることが非常に課題である。
- ・一方で、技能者が減るという課題もあり、例えば港湾施設とか、海で仕事をする潜水士の方が非常に減っている。何かしら対処をしていかなければいけないという中で、今、水中ドローンを開発する日本の企業、スタートアップの企業と、地元の石川高専と連携させてもらいながら、何かが起きる前に直していくといったプロジェクトに取り組んでいる。

### 【新たな挑戦③：ZEBによるビジネス機会とウェルビーイング経営の実践】

- ・日本の技術というのは非常に進んでいる。家の場合はZEH、ゼロエネルギーハウスが2030年までに義務化されているが、これからの公共建築物に関しては、日本の建築の特性として木造建築が多くなっていくと思う。
- ・ゼロエネルギービルディングに取り組んでいくということは、地域の特徴をつくること、日本・世界の社会課題を解決することにおいても必要であると思う。当社としても、その要素を取り入れながら、自分らしく挑戦できる、チームで新しい価値を生み出せる、みんなが来なくなる、そういったオフィススペース、場所をつくっていくことに現状取り組んでいる。

## ○人材確保・育成への取組み

- ・キャリアモデルをつくっていくことが必要と考え、「あなたは何歳になったら幾らくらいもらえますよ」といったことをホームページ上で公開している。これを見て入ってくる人も多く、「社会的に貢献する仕事がしたい」といった使命感もあるが、どの世代も共通して本音の部分では、休みや給料といった待遇の部分もとても大きいと思う。いかにその部分を会社としてオープンにしていくか、難しいところでもあるが取り組んでいる。
- ・女性活躍推進においては、女性の心身の問題というのはなかなか男性には分からない部分もあるが、理解を示すことが大事だと思っている。
- ・本日は、2人の社員に同席してもらっている。技能者の中で一番勢いがあり、ICTの先端に行く30代の若手社員と、土木の建設現場の監督・施工管理をしている女性社員である。彼女は前職が全くの別業種で中途で入ってきたが、現在は専門性の高い仕事についている。

### 【若手社員コメント】

- ・(頑張れるモチベーションというのは何か。)、完全週休2日制という形を導入してもらって、日曜出勤・残業も含めてお金をいっぱいもらって、休んで、遊ぶというのを目標にして頑張っている。
- ・小型船舶とかクレーンとか、そういう資格がない状態で入社する人が多く、自分はクレーンの操作がしたいということで会社に相談したら、やってみなさいということで、すぐ許可をもらった。資格取得の支援もしてもらえるのはとても大きい。

### 【女性社員コメント】

- ・(働くモチベーションは何か。) 今まで普通に過ごして見てきていた橋や構造物がどうやって造られているのかということを知った面白さが、今に繋がっている。
- ・ベテランの人でも自分のような若手に意見を聞いてくれて、参考にくれたり、同じ若手同士でも相談して共有してお互い頑張ろうと言ってくれたりする。尊敬する人がいることが、今継続している理由になっている。
- ・(性差を感じることはあるか。) 女性として、ということはあまり考えていないが、トイレなどは配慮してくれるようになってきたところもあるが、やはり気になるので、改善の余地はあるかと思う。女性としてもお金がしっかりもらえる仕事だというのは、大きなポイントである。男女関係なく技術者としての給料がもらえるのは、働く上でよいと思う。

## II 質疑応答

○委員 様々な担い手確保の取組が行われているようであるが、それらについて石川県から何かしら支援を受けているようなことはあるか。

○社長 石川県とも連携させてもらっていて、来週も、女性の創造塾ということで取組などを紹介する会に参加させてもらう。自分たちがやっていることを発信することで県にもキャッチしてもらって、情報をもらえるとというところで影響を受けると思う。

ハローワークや労働局との関係もあるが、人材育成よりもまずは獲得がどこも課題だと思う。各企業や業界のイメージアップを図っていくことは大事だと思うが、働く一人一人の立場になった時に、その人たちがそもそもどうやって仕事を見つけているのか、その人が何をもちその企業にいかようとしているかといったことが非常に大事である。

例えば、今一番利用されている就職サイトにおいて検索すると、時給 1,000 円の飲食業であれば 1,200 件程度の求人がある。それが、時給が 100 円上がると半分になる。1,500 円くらいになるとだいたい 30 件となり、見つける人の目線で何を見て仕事を見つけているのかと考え、その立場になった時に果たして自分の会社が見つかるのかと。就職サイトも、時差出勤可能とかフレックス制度を導入しているとか、いろんな条件で検索できるようになっているので、もっと経営者が働く人の立場になりながら、何をもち自分の会社が見つかるのか、というようなことを考えると、各企業の経営方針が見つかってくるのではないかと思う。

○委員 建築・土木の現場監督的な仕事が女性であると難しい、というところで、やはり男性優位の業界だというふうに聞いていたが、今、女性の現場監督からお話を聞いた。実際にやってみて、現場の仕事は男性も女性も関係ないと思われるか。あるいは社長から見て、女性には難しいと感じる点はあるか。

○社長 自分の目線からちょっと厳しいかなと感じるのは、危ない仕事。海の仕事は身体的に難しく、バランスが崩れやすいとか、暑かったり、思わぬ風が吹いたりとかあるので、基本は女性の監督はつけていないというのが現状である。陸上工事に関わってもらっている。陸上でも建築は全く問題ない。

○女性社員 この業界は、言葉がきつい人が多いというか、そういう点で尻込みするところはあるが、ちゃんと話してお互いに意識共有できれば、やりづらいことはない。

○委員 企業経営という以上に、企業の姿勢というものを感じた。その中で、えるぼし、くるみんの認定を受けているということは、男性育休の取得率が高いのだと思うが、男性の育児休暇取得の状況および女性の育休の現状を確認させてほしい。

○社長 中小企業であるので、そういった家族が増えるという機会は少ないが、お子さんが生まれた時には、土木・建築の現場監督の社員もしっかり休暇を取っている。国からも、取得によって企業に対する支援があるが、制度を知っているかが結構大きいと思う。

私もいろんな認証制度を取っているが、これを取ると、各省庁からいろんなメルマガが届く。これがすごく有益で、もっと他の中小企業に届けばいいのに、と思うが、国の方針なのか、やる気があるところには応援する、やる気のないところはいい、というか、やる気のあるところは取りに来なさいというような形なのかなど。この仕組みを、例えば県とか含めながら、もう少し中小企業庁と連携をするとか、各省庁連携しながら情報を聞き取っていくような仕組みが大事かと思う。

えるぼしや、くるみにしても、取得にあたっては私がというよりも、そういう環境を作ったら自分たちが将来助かる、という女性社員が中心になってくれて、特に取得のために頑張ってくれた女性社員は、今ちょうど産休前の準備中である。経営者として、代替というか、この人がいなかったら困るというのは課題としてあるかもしれないが、そこは今後の働き方の観点からも、取りやすい空気、取得を促す風土づくりというのが大切だと思う。

○委員 建設キャリアアップシステムについて、カードリーダーの導入や費用の部分でなかなか厳しい状況にあり、2年前の時点で福井県内では2割しかこのシステムを導入していないという状況であった。このシステムを入れることによって、どれぐらいのメリットになっているか。また、協力会社にも導入を進めているということであるが、導入にあたって県から補助はあるのか。さらに、システムに加入されているのが12名ということで、もっと多いかと思っていたが、今後、システムに加入する社員を増やしていく必要はないのか伺う。

○社員 建設業と言っても、施工管理だけをやっている会社からすると非常にメリットは少ないと思う。技術者を抱えている企業にとってメリットがあるかという疑問だが、技能者を抱える企業にとってはそこそこのメリットはある。具体的に言うと、工事経歴の記録とか、国交省が進めている制度でもあり、総合評価が上がるということもある。結局のところ、施工管理の会社なのか、技能者を抱えているのかによってモチベーションが全然違う。カードリーダー

の補助については、金額的には大したものではないが、あるにはある。

○社長　　最初は、技術者とか技能者の技能レベルとか人材が特定されることによって、大手に引き抜きされるのではないかとという懸念があった。

現在の懸念としては、国交省が、キャリアアップシステムを活用して、これくらいの技能がある方は、これくらいの報酬になりますよということを先々月くらいに公表した。あれが出てくると、自分はこの技能を持っているのに報酬が少ないといったことに気づかれる可能性がある。企業としては、体力とか経営方針とかもあって難しいところもあるので、折り合いなのかなと思うが、人材の流出に繋がる可能性もあるので、そこは慎重に進めるべきかと思う。

○委員　　専門の土木の学校の子も減ってきて、福井もそうだが、全く素人の方とか女性の方を採用しようと、経営者はそういう努力をしようということになると思うが、先ほどの現場の方も新しく操船をする方を素人から育てようとやっておられると。また女性の方も全く違う業種から建設業に入られて、今は当然いろんな資格を持っておられると。その資格を取るというのは、勤めている方からすると、ハードルはどれくらい高いものなのか。

○若手社員　　身も蓋もないことを言えば、その人のやる気次第という話になるが、ゼロから船の免許を取ろうとして勉強するにしても、教材とか問題集に書いてあるそもそもの質問の意味が分からないことも結構多い。当然、船の免許を持っている人に聞けば教えてもらえるので、答えだけでなく、なぜこういうことになるかという説明もしてもらえると結構覚えやすく、資格も取りやすいのではないかと思う。

○女性社員　　やはり現場に出て、先輩たちに聞いたり、今話があったように問題集の意味や答えなども細かく教わったりできるので、そういう意味では資格は取りやすいと思う。

○社長　　国の方でも、土木も建築も、ハードルは下がってきている。以前は専門性がないとだめだったが、受験年齢が下がり、就職後、本人のやる気次第では、学校に通わずに資格が取りやすくなった。

## 2 石川県警察本部

### 治安維持・交通安全確保に向けた取組について

#### I 説明概要

##### (1) 石川県警察における特殊詐欺対策

###### ○石川県の特殊詐欺情勢

- ・令和4年末の特殊詐欺被害の発生状況は、認知件数82件、被害額が2億6,400万円であった。ちなみに福井県は、認知件数26件、被害額約3,000万円と、石川県のほうが被害甚大といった状況である。
- ・令和5年6月末では、認知件数46件、被害額が約1億円と、被害が深刻であった昨年とほぼ同様の被害が発生している。被害の特徴としては、犯人側が携帯電話に有料サイトの未納料金があるというメールを送ってきて、電子マネーや現金をだまし取るという架空料金詐欺の手口が19件発生、全体の約4割を占めている。
- ・また、65歳以上の高齢者が被害に遭ったものが、46件中32件と全体の約7割を占めている。さらに、そのうちの28件が女性であるということで、高齢者、特に女性が被害に遭うケースが多くなっている。
- ・そのほか、県内で発生する特殊詐欺は、被害者の使っている携帯電話でなく、自宅の固定電話に犯人からかかってくるケースが多い。加えて、本年はコロナが明けたせいなのか、犯人側が被害者の自宅を訪問し現金やキャッシュカードをだまし取っていく、対面型・手交型と言われる手口が46件中18件、前年同期と比べるとプラス9件と増加傾向にある。

###### ○特殊詐欺検挙状況の推移

- ・令和4年末では16人、48件の検挙があった。今年は認知件数が横ばいのなか、令和5年6月末時点で11人、29件と、前年同期と比べるとプラス5人、プラス9件であり、検挙は若干であるが増加傾向にある。
- ・全国的に、検挙しているのはすべて、いわゆる受け子とか出し子と呼ばれる下っ端の者であり、なかなか暴力団といった黒幕までは突き上げられていない。特殊詐欺対策の一つの課題と考えている。

## ○特殊詐欺被害抑止対策

### 【犯人からの連絡遮断対策】

- ・一つ目は、特殊詐欺被害防止の電話広報である。警察からコールセンターに業務委託し、全国警察が犯行グループから押収した名簿に登載された方に電話をかけて「犯行グループが持っていた名簿に名前が載っている」「犯行手口はこのようなものである」というように、対策方法を具体的に教示して、注意喚起を促すといった対策をしている。
- ・二つ目は、ナンバー・ディスプレイ、ナンバーリクエストの普及である。これは、今年警察庁も強く推している抑止対策のひとつである。ナンバー・ディスプレイは、電話機に相手方の電話番号を表示させるサービスであり、ナンバーリクエストは、非通知で電話をかけてきた相手に対し「電話番号を通知してかけ直してください」といった音声メッセージを流すサービスである。現在、NTTでは、70歳以上の契約者、または70歳以上の方と同居している契約者の回線を対象として、ナンバー・ディスプレイ、ナンバーリクエストのサービスを月額利用料無料としている。固定電話への犯人からの電話が多い特殊詐欺には、これらのサービスが非常に有効なものであると考えており、現在、各種警察活動を通じて、このサービスの普及を呼びかけている。

### 【ATM等での水際対策】

- ・防犯ボランティアにATMの立ち寄り警戒を依頼したり、ATMの周辺に人感センサー機能付きのスピーカーを設置して、人感センサーが反応すると「ATMで還付金を受け取れるという電話は詐欺」「振込を押すと相手にお金を取られる、窓口または警察にすぐ連絡」といった音声流したりしている。
- ・そのほか、金融機関やATM付近に「ストップ！ATMでの携帯電話」といったポスターを掲示したり、電子マネーをだまし取られる手口の対策として、コンビニエンスストアの従業員に、電子マネーを購入する客に見せるチェックシートを配布したり、販売時の封筒に注意喚起の文言を記載したりして、水際での被害防止を呼び掛けている。

### 【特殊詐欺被害防止対策会議】

- ・金融機関等の水際での被害を防止するため、かねてから特殊詐欺被害防止対策会議を開催して、金融機関や宅配事業者、防犯協会などと特殊詐欺の情報を共有し、連携を強めて抑止対策を推進していた。
- ・この度、今まで被害抑止を主眼としていたところ、検挙にも力を入れるということで、レンタカーやホテル、不動産といった検挙に向けた情報提供が期待できる事業者にも声掛けをし、会議の枠組みを拡充した。

### 【特殊詐欺撲滅指導官の委嘱】

- ・生活安全部長から、公民館主事や少年補導員、民生委員、落語家、僧侶

など、幅広い経験とネットワークを持った方に指導官を委嘱し、この方々に地域連携の中心となって特殊詐欺の被害防止対策をしていただく。

- ・これは新規の取組であり、明日（8月23日）初めて委嘱状交付式を行う。

### ○検挙体制の強化

- ・対面型・手交型と呼ばれる特殊詐欺被害を検挙するためには、被害認知後、いかに集中的に捜査員を現場に投入するか、が一番重要である。
- ・最近の特殊詐欺では、犯人グループは、まず、狙いをつけた地区に、受け子と呼ばれる現金を取りに来る被疑者を事前に送り込む。そして、かけ子と呼ばれる嘘の電話をかける犯人が、その地区に一斉に電話をかけて、だまされた者がいれば、事前に潜伏させている受け子に現金やキャッシュカードを受け取りに行かせるという犯行形態である。
- ・よって、受け子と呼ばれる者は、一回被害者の家に行ってお金を受け取ってすぐ帰るのではなく、まだ他に被害者があるかもしれないので、しばらくそこに潜伏する。そのため、こういう手交型の特殊詐欺が発生した場合は、その日のうちであれば、まだ受け子が県内にいる可能性が十分にあるため、捜査員を集中的に投入して受け子の検挙に当たらせることが重要と考えている。
- ・そこで当県では、集中的に人員を投入できる仕組みが必要であり、北陸新幹線開業に伴って東京からお金を取りに来る被疑者も増えるだろうということを考えて、平成27年に特殊詐欺撲滅プロジェクトチームを設置した。当時は、警察本部にいる刑事部と生活安全部の一部の捜査員をPT（プロジェクトチーム）に指定して、県内で特殊詐欺が発生した場合は、集中的に当該事件の捜査に当たらせるといった運用にしていた。
- ・これによりある程度被疑者の検挙などもあり、しばらくはこのPTで運用していたが、PT結成後も特殊詐欺被害は高い水準で推移し、特に令和4年は被害状況が極めて深刻であったということで、検挙体制を、より一層強化する必要があると考え、PTを刷新した。
- ・刷新後、これまでは警察本部員のみをPTに指定して運用していたところ、県下全警察署の捜査員も指定して大幅に拡充した。従来のPTは50名程度であったところ、新PTは約100名に増員となっている。これにより、特殊詐欺事件を認知した場合は、より多い人数の捜査員を現場に投入できる体制が構築され、より柔軟かつ迅速な対応が可能となった。

### ○拡充したPTによる成果

- ・今年3月にPTを刷新し、6月末までに5名の被疑者を検挙した。そのうち、特にPTが有効であった事例を2件紹介する。
- ・一つ目の事例は、本年4月に、キャッシュカード交換手続名目の預貯金

詐欺被害を認知したものである。市役所職員を騙って被害者宅に電話をかけ、「介護保険料の還付金があるが、キャッシュカードが古いので交換する必要がある」と言って、被害者宅に犯人が訪問してキャッシュカードをだまし取った。

- ・被害者からの届け出時、既にキャッシュカードがだまし取られてから数日が経過していたため、犯人は帰ってしまっていたが、だまし取られたキャッシュカードの履歴を捜査したところ、毎日のように被害者のキャッシュカードを使って大阪府内の一定場所でお金が下ろされていることが判明した。明日にも犯人は同じ場所に来るだろうと予想し、10名程度の捜査員を大阪にすぐ出張させようということになったが、なかなか10名の捜査員を集めてすぐ派遣するというのは難しいことであるが、事前にPT員を指定していたため、すぐ集結させて派遣することができた。予想通り被疑者がやってきたため、職務質問して検挙した。
- ・二つ目の事例は、令和5年6月に、息子を騙るオレオレ詐欺の被害を認知したものである。被害者の自宅の電話に「会社の支払いに必要なお金が入ったカバンを失くした、立て替えてほしい」と息子を騙った被疑者から電話がかかってきて、息子の上司を名乗る者に現金150万円を渡してしまった。被害直後に本当の息子がたまたま帰宅して発覚し、警察へ通報した。
- ・被害金を渡して1時間も経っていない段階で認知できたため、付近の防犯カメラ画像の確認、金沢駅への捜査員配置、タクシー会社への協力依頼等にPT員を集中的に投入することができた。
- ・発生から4時間ほど経過したとき、タクシー業者から「人着の似た男を小松駅で下ろした」という情報が寄せられた。金沢市の被害であったので、おそらく金沢駅から新幹線を利用して犯人は帰るだろうと予想し、金沢駅には捜査員を多く配置していたが、小松駅には配置していなかった。そのため、すぐに小松署のPT員に連絡し、大至急小松駅に向かうよう要請したところ、電車発車の3分前に犯人を発見し、職務質問をして検挙となった。
- ・このように、事前にPT員を指定しておくことで、スピーディに部門や警察署を超えた横断的な運用が可能となる。特殊詐欺事件の検挙は、スピーディかつ集中的な人員投入が重要なので、まさにこのPT制度により検挙力が強化されたものと考えている。
- ・北陸新幹線金沢開業は平成27年3月14日であったが、これに伴う石川県内の特殊詐欺の被害状況については、開業前、平成26年12月末には被害件数95件、約4億円の被害であったところ、開業後の平成27年12月末は被害件数が150件、被害総額約5億円ということで、55件、約1億円と大幅に被害が増加している。

- ・また、犯人が被害者宅に現金などを直接取りに来る手口は、26年中は石川県内で6件しかなかったが、新幹線が開業した27年中は38件と、大幅に増加している。
- ・福井県警察はおそらくこういった状況も折り込み済みだと思うが、来年度末に北陸新幹線が敦賀まで延伸されることで、おそらく福井県内も、特にこの対面型・手交型と呼ばれる手口の射程に入ってくると思うので、当県のような被害にならないよう対策が必要と思われる。
- ・加えて、昔の捜査員は「捜査は足で稼げ」と言われていたが、実は今もそうであり、昔は目撃者などを足で探していたが、今は防犯カメラを探すことが大変重要である。被疑者の犯行を特定するためには、防犯カメラ画像が客観的証拠として重要であるが、地方はまだまだ防犯カメラが少なく、なかなか犯人の検挙に至らない。駅などへの防犯カメラの設置が非常に重要だと考えている。

## (2) サイバー犯罪対策の取組状況

### ○サイバー犯罪の現状

- ・サイバー犯罪の脅威は、相談件数を一つの指標としているが、令和3年、令和4年と県内のサイバー犯罪に関する相談件数は過去最多を更新し、令和4年の相談受理件数は2,949件、10年前と比較すると約2.8倍に増加している。
- ・内訳としては、多いものから「詐欺・悪質商法等の被害に関するもの（インターネットオークション被害に関するものを除く）」、「クレジットカード犯罪被害に関するもの」、「迷惑メール、スパムメールによる被害に関するもの」であり、これらを合わせると全体の7割以上となる。
- ・このような情勢から、昨年3月、サイバー犯罪対策の司令塔機能の強化と質的充実を図るため、警察本部にサイバー犯罪対策課を新設するとともに、石川県警察におけるサイバー戦略を新たに策定した。
- ・サイバー戦略は、「体制および人的・物的基盤の強化」「実態把握と社会変化への適応力の強化」「部門間連携の推進」「国際連携の推進」「官民連携の推進」の5本柱からなっており、これに基づいて各種施策を進めているところであるが、本日は「官民連携の推進」の取組を紹介する。

### ○官民連携によるサイバーセキュリティ合同対処訓練

- ・官民連携を推進するため、昨年度は、被害防止に向けた情報発信や、サイバー防犯ボランティアとの連携等に力を入れて取り組んできたが、県内でもランサムウェアの被害が発生するなど、民間企業の対処能力の強化も課題であった。

- ・このような情勢を踏まえ、これまで、部内向けの対処能力向上を目的に取り組んでいた競技形式のサイバーセキュリティコンテストを、民間企業にも実施することを計画し、今年度新規事業として「民間企業を対象としたサイバーセキュリティ合同対処訓練」を予算要求した。
- ・予算要求の際には、知事部局から「一部の民間企業に訓練をさせても、焼け石に水とならないか」などと厳しく指摘を受けたが、「対処訓練の結果を企業間ネットワークの話題として取り上げてもらうことで、意識の向上に繋がる」など、その効果を強く説得し続け、新規事業の予算を獲得するに至った。
- ・合同対処訓練は、競技形式と図上訓練形式の二つで構成されており、日本サイバー犯罪対策センター、通称JC3へ業務委託している。

#### 【民間企業を対象としたサイバーセキュリティコンテスト（競技形式）】

- ・本年6月29日（木）に警察本部において開催し、石川県内に本社・事業所等を置く企業12社のシステム担当者が参加した。本コンテストは、ランサムウェア被害が発生した場合などにどのような対応を取ればいいのか、といった問題解決を競技形式で行うことで、民間企業のサイバー事案発生時における対処能力のレベルアップを図ることを目的としている。警察官を対象とした部内向けのコンテストは、当県以外でも開催されているが、民間企業を対象としたコンテストは、JC3によると全国的にも珍しいとのことである。
- ・サイバー犯罪は、被害に遭ったことに対する引け目や社会的評価の悪化の懸念から、被害が潜在化する傾向にあるので、コンテストに参加してもらうことで、サイバー犯罪の被害に遭った場合には警察への通報を忘れないように、ということを知周するよい機会にもなった。
- ・競技は1チーム3人で、インターネット検索や書籍等を活用し、パソコン上で順次出題される設問に回答していくものであり、ランサムウェア、標的型メール攻撃を想定した内容や平素からのサイバーセキュリティ対策、不正アクセス被害発生時の対処方法について出題された。正解した問題数と正解するのにかかった時間から順位が決定し、成績が優秀であった3社を表彰した。
- ・問題作成を含め、パソコン等機材の設置、事前説明、解説等もJC3が行っている。結果は、6問中5問まで全チームが正解し、全問正解は1チームのみであった。問題作成段階では、全チームが5問正解することは想定していなかったため、JC3によると参加企業のレベルは高かったと評価されている。
- ・参加者に対するアンケート結果では、「初めての経験で刺激になった」「各種ツールの利用方法が分かり、今後のセキュリティ対策に役立ちそう」「事前に社内で勉強会を行い、スキルアップにつながった」などの意見

が聞かれ、コンテスト参加はセキュリティ業務に活かせるか、という問いに対しては、「活かせる」「やや活かせる」との回答が全体の約9割となり、参加者にとっても有意義なコンテストであったと捉えている。

- ・このコンテストは、地元の新聞、テレビでも取り上げられた。

#### 【官民連携合同対処訓練】

- ・今年12月に開催予定であり、こちらの訓練もJ C 3に業務委託して準備を進めている。県内の企業が参加する点は同様であるが、コンテストの対象がシステム担当者であったのに対し、こちらは企業の経営者層を対象としており、競技形式ではない。
- ・サイバーセキュリティ対策には相応の費用負担が生じるため、経営者層の理解が不可欠と言われている。そのため、この訓練では、サイバーセキュリティ対策に関心のある経営者層に参加してもらい、パソコンを用いた研修を通じて、サイバーセキュリティの重要性の理解を深めてもらいたいと考えている。
- ・具体的には、コンピューターウイルスに感染したらどうなるかを疑似体験してもらったり、企業同士がグループとなって、意見交換やクイズを解いたりする、といったことを検討している。また、前述のとおり、サイバー犯罪は風評被害を恐れ、被害が潜在化する傾向にあるため、警察への通報を促す機会にもしたいと考えている。

#### ○官民連携によるサイバー防犯ネットワーク

- ・昨年9月に始めたもので、県内の企業、団体、個人事業主などを対象に、サイバーニュースという当課で作成している被害防止情報を、登録者に自動配信したり、希望に応じて講演会等を行ったりしている。
- ・このサイバー防犯ネットワークは、県警のホームページから簡単に登録することができる。本年7月末現在で、300余りの団体・企業等が登録している。これからも一層、被害防止に繋がる情報を発信していけるよう努めていく。
- ・サイバーニュースの内容としては、被害に関するトレンド情報や、気を付けるべきことについて、個人的に気を付けるべきものから企業として対策すべきものまで、タイムリーに幅広く発信している。過去に発信したのも、県警ホームページから閲覧できるようになっている。

### (3) 電動キックボード等の安全利用に向けた取組

#### ○石川県内の交通情勢

- ・令和5年上半期の交通事故発生状況について、福井県は、発生件数455件、死者数7人、負傷者数520人、石川県は、発生件数983件、死者数12人、

負傷者数1,119人ということであり、石川県では、福井県の約2倍の交通事故が発生している。

- ・統計があつて以降、交通事故死者数最多は、昭和47年であり、死者数は183人であった。令和4年は、交通事故死者数が22人ということで、ピーク年の約9割減少といった状況になっている。
- ・発生件数については、平成12年がピークで9,645件であったのに対し、令和4年は2,987件ということで、約8割の減少となっており、交通事故は減少傾向に推移している。

#### 【石川県自転車条例の制定】

- ・本年4月1日施行、本県として初めての自転車条例の制定であり、主な項目として、乗車用ヘルメットの着用推進、自転車保険の加入義務化といった項目が規定されている。
- ・自転車保険の加入義務化については、現在猶予期間ということで、来年4月1日から施行される予定となっている。

#### 【石川県飲酒運転根絶条例の制定】

- ・本年4月1日施行、「飲酒運転をしない、させない、許さない」といった機運を高めるために制定され、主な規定としては、「飲酒運転をしている者又はその疑いのある者を発見した者は、速やかにその旨を警察官に通報するよう努めなければならない」といった警察官への通報の努力義務の規定や、飲酒運転根絶宣言の日を新たに定める、といったもの。
- ・飲酒運転根絶宣言の日については、本年12月11日に初めて実施されるため、現在、どういった取組をするかといったことを検討している。

### ○石川県における電動キックボード等の交通安全対策

- ・今年7月1日から、特定小型原動機付自転車に係る改正法が施行されている。
- ・特定小型原動機付自転車、略して特定原付であるが、こちらは、最高速度20キロ以下、車体の大きさが長さ1.9メートル以下・幅60センチ以下、定格出力が0.6キロワット、この3要件を満たすものが道路運送車両法上の特定原付に該当する。
- ・この特定原付には、最高速度表示灯や、これまで19キロ以下の電動キックボードでは装備がなかった方向指示器や制動灯が新たに必要な保安部品として規定されている。特定原付は、道路交通法上は原動機付自転車に該当する。特定原付に当たらないその他の原動機付自転車は、一般原動機付自転車と規定される。
- ・こういった特定原付は、ナンバープレートや自賠責保険への加入が必要となるが、交通ルールについては、車道のほか、普通自転車専用通行帯等を通行することが可能となり、最高速度を6キロ以下に落とした場合

には、一部の歩道や路側帯を通行できるといったような形で、自転車と同じような交通ルールが適用される。

- 県内の電動キックボードのレンタル事業者は、本年7月末現在で2社を把握している。金沢市此花町にある(株)NL I、七尾市和倉温泉にある(株)DOKKAである。(株)DOKKAは和倉温泉、(株)NL Iも金沢駅前ということで、どちらも観光客を対象としている。
- (株)DOKKAは、令和4年5月から事業を開始している。現在の特定原付になる前の、原動機付自転車の段階からレンタル事業を実施していた業者である。(株)NL Iは、令和5年6月から実証実験ということで事業を開始しており、開所式には地元の県議会議員も参加し、多くの報道陣が詰めかけた。
- こういったレンタル事業を安全に利用する際に課題となるのが、利用者に対する交通ルールの周知である。改正道路交通法でも、特定原付の販売者等には、利用者に対する交通安全教育を実施するよう努力義務化がなされている。
- 県警としての安全対策としては、警察官自身も電動キックボードに乗ったことがなく、こういった特性があるのか分かっていないという状況があったので、(株)DOKKAの協力のもと、所有する電動キックボードを提供してもらい、県下の交通課長を集めた会議の中で実車による講習会を開催し、法施行前に特性等を理解する取組を行った。
- 法施行前の6月30日には(株)DOKKAへ赴き、確実に利用者に対する交通安全教育が徹底されるよう依頼した。
- (株)NL Iでは、今年6月に実証実験を開始する前に、現地へ赴き、こういった形で交通ルール等の周知を行うか、といったところも含めて視察を行った。また、(株)DOKKAと同様に、法施行前に、交通安全教育の徹底を依頼している。
- この2事業者の地区ごとのレンタル状況について、7月末現在の状況を聴取したところ、(株)DOKKAは、電動キックボード21台を所有しているが、利用料金は4時間以内600円、4時間以上1,000円であり、利用者数は月15人~20人ということであった。(株)NL Iは、所有台数5台、利用料金は終日3,000円、利用者数は1日にだいたい2人いるかいないか、といった状況であるということである。
- 利用状況は今のところまだ低調といったところであるが、県内でも外国人観光客が増えてきているといった状況があるので、今後爆発的に増える可能性もあると考えている。
- 電動キックボードに関する事故について、7月以降の特定原付に関するものは、把握していない。法が施行される前の、原付段階の電動キックボードでは、令和3年に1件発生したが、これは軽傷の出会い頭事故と

いったような状況であった。

- ・ レンタル事業者以外への安全対策としては、大型商業施設における講習会ということで、県では、イオンリテールと提携し、いろいろな取り組みを行っているため、イオンにある大型スクリーンを用いた安全講習や実車による講習会を、来店者を対象に実施している。自治体への協力依頼としては、特定原付を利用する際は必ずナンバーの交付申請をするため、自治体にそういった申請があったら、こういった交通ルールがあるということを知ってもらいたいといったお願いをしている。
- ・ また、複雑な交通ルールであるので、法施行前に新聞報道等でミスリードがないようにというところも含めて、報道記者に対する勉強会を開催している。さらに、県内の高校生と毎年交通安全に関するフォーラムを行っており、昨年からはオンライン形式で行っているが、その中で、電動キックボード、自転車のヘルメット着用に関する意見交換を実施したところである。
- ・ 特定原付のナンバーの申請が何件あったか自治体に聴取したところ、7月末現在で8件ということであった。(株)NLIが5台所有しているため、その他の個人所有が3台というところで、まだまだ数としては少ないといった印象である。
- ・ 学校向けの安全対策としては、高校生に対しては、万が一乗る機会があったらこうしたルールがあるということを知、逆に小中学生に対しては、電動キックボードを運転することはできないということを知、教育委員会・学校を通じて周知しているといった状況である。
- ・ また、SNSによる広報ということで、交通企画課が定期的に発信している、交通安全ジャーナルという安全情報において広報を行っている。さらに、街頭における指導ということで、小さめの配布物を作り、キックボードの利用者を見かけた際には積極的に声掛けをし、街頭での安全指導を行っている。
- ・ 参考として、自動運転の状況であるが、昨年4月の道路交通法改正で、新たにレベル4が規定されている。福井県は、永平寺町のレベル4が全国で初めて許可されたということで報道されていた。当県における自動運転の状況としては、現在のところ、レベル4の許可対象となるようなものはないが、金沢大学や小松市で実証実験を行っており、小松市では令和7年度以降のレベル4による運行に向けた実証実験を行っているということである。そのほか、他の自治体でも実証実験を行うといった動向もあるので、この点については、先進県である福井県警と情報共有しながら安全対策を行っていきたいと考えている。

## Ⅱ 質疑応答

○委員 特殊詐欺について、100人の捜査員を投入して水際対策を行っているということだが、新幹線が開通してから増えているという状況もあるので、関東圏から来ているのかと思うが、ボトルネックの部分に対して何か検討していることはあるのか。

○組織犯罪対策課補佐 関東圏から来ている被疑者に対しての対策ということか。

○委員 素人考えだが、マイナンバーカードを活用したりすれば、新幹線を利用する犯人を把握したりするのではないかと。今は人を投入しての対策だが、働き方改革とか言われている中で、人口も減少してくるので、現場以外でのアプローチを何かしているのか伺いたい。

○組織犯罪対策課補佐 抑止という点については、石川県だけの問題ではないので、警察庁と一緒に広報というのは当然している。マイナンバーカードを使って、というのは、そういうものを活用して新幹線に乗る時に捕まえられるか、とかそういうことか。

○委員 新幹線の切符を購入する時に、マイナンバーカードとか保険証が必要となれば、誰がどこで乗ってどこに向かっているかとか分かる。そうになると、そういう犯罪をしづらくなると思うのだから。

○組織犯罪対策課補佐 県警としてはそこまでは考えられていないが、警察庁の方ではATMの利用を制限するといった対策はしている。

○委員 サイバーセキュリティコンテストについて、参加者の9割が「よかった」ということで一定の効果があつたのかと思うが、今後の展開をどのように考えているのか。

○サイバー犯罪対策課補佐 今回は、システム担当者と経営者層を対象とした2つのコンテストを行ったが、情勢に応じて、対象者を変えたり、より実際に即したものに換えたりしていきたいと考えている。

○委員 電動キックボードについて、石川県内での販売状況はどのような状況か。また、高校生以上が通学に利用するケースを認めているのか。

○交通企画課補佐 県内では、大型量販店、具体的にはドン・キホーテにおいて販売している。販売数については、自治体のナンバー交付申請が少ないということで、販売数も少ないのではないかと考えている。

通学への利用は当県においてない。また、校則等で禁止しているかについては、これまで原付での通学を禁止しているといったところと合わせて、いくつかの学校で禁止しているが、すべてではないと認識している。

○委員 以前、福井県議会において企業のサイバー対策について質問した際、答弁したのは知事部局、企業を担当している産業労働部であった。そういった点において、警察がこういった対策を行っていることは素晴らしいと思ったし、特に、先ほどコンテストでプロキシサーバーの解析をするということで、これはある程度システム担当者は知識がないとできない。そういうことを普及していくということは大事だと分かった。

新聞報道によれば、石川県ではこういったランサムウェアの被害が4件あったということで、経営者等に自覚を持ってもらうことは重要である。こういった訓練によってサーバーのセキュリティをしっかりとしないといけないという認識が広まっていく、すごく大事な取組だと思う。ぜひ、自らの脆弱性のテストをする、そしてその費用を少し知事部局に出してもらおうということが必要なのではないかと思うが、いかがか。

○サイバー犯罪対策課補佐 おっしゃるとおりで、警察でも被害防止というところに重点を置いて取り組んでいるので、そういったところをこれからも、広報も含めてやっていきたいと考えている。

○委員 民間企業を対象としてサイバー犯罪対策をいろいろやられていることは分かったが、病院・医療・水道といった公共インフラに対するランサムウェアが大変心配されるが、そこに対する啓発や取組について伺いたい。

○サイバー犯罪対策課補佐 重要インフラに対しては、公安課において対策を行っており、個別訪問等を行って連携等をしている。

○委員 特殊詐欺について、新幹線開業で被害件数・金額が増えているということだが、新幹線開業で流入人口が増えてくることによって、特殊詐欺以外の、例えば軽犯罪などの犯罪件数というのは増えているのか。

○組織犯罪対策課補佐 開業前後の刑法犯認知件数を比較すると、平成26年は7,494件、平成27年は7,585件と若干の件数増加はみられるが、大幅なものではない。令和4年に至っては、3,842件とむしろ大幅に減少している。

### 3 新潟県庁、新潟港

## 新潟港港湾脱炭素化推進計画の作成状況について

### I 説明概要

#### ○新潟県の脱炭素化に向けた方針

- ・新潟県は、令和2年度に脱炭素化に向けた表明を行っており、カーボンニュートラルポートに関してもその一環となる。気候変動による影響が非常事態であるということで、「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指すとしている。
- ・これを踏まえ、県において、実現に向け具体的にどのような方針や取組を進めていくのかといった整理をし、令和4年4月1日に公表したのが「新潟県2050年カーボンゼロの実現に向けた戦略」である。
- ・この戦略の中で、港湾というのは、国際物流の結節点、かつ多くのエネルギー基地や関連産業が集積しているエリアととらえ、主要港湾のカーボンニュートラル化の推進を、エネルギー供給構造の転換に向けた柱の一つと位置付けているところである。

#### ○港湾の脱炭素化に向けた国の施策

- ・令和2年度以降、国土交通省においても、カーボンニュートラルポートと銘打ち、港湾分野での脱炭素化の推進に向けた施策を実施している。
- ・ここでいうカーボンニュートラルポートの形成とは、主に二つの切り口で港の脱炭素化に占める役割を進めていくというものであり、一つが脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化、すなわち事業主としての港湾オペレーションそのものの脱炭素化を進めるというものである。もう一つが、次世代エネルギーの受入環境整備、すなわち次世代エネルギーサプライチェーンでの貢献、事業主として自分が排出しているCO<sub>2</sub>を減らすだけでなく、国全体に次世代エネルギーを供給する、運ぶ地点としての機能、役割を果たすというものである。
- ・これを踏まえ、直近の大きな動きとして、昨年12月に港湾法の改正があった。改正のポイントとしては、一つに、港湾法に港湾の開発等に関する基本方針というものが定められているが、こちらに「脱炭素社会の実現に向けて港湾が果たすべき役割」というのが明記されたということ。もう一つが、港湾における脱炭素化の取組計画、「港湾脱炭素化推進計画」と法律上呼ばれるが、この計画の作成と、計画を策定・実施するための

協議会が法的に位置づけられたということである。

### ○新潟港のカーボンニュートラルポート形成に向けた動き

- ・令和2年度に、カーボンニュートラルポートについて議論するための検討会を、国が抽出した7港湾において先行的に実施しているが、新潟港もその一つとして抽出されており、この検討会の中で、カーボンニュートラルポート形成に向けた取組、具体的にどのようなことができるか、どんなことが課題になってくるのか、あるいは関連した技術の開発状況、法規制が今どうなっているのかというようなことを議論し、共有してきたところである。
- ・令和3年度にかけて、検討会を年3回くらいのペースで開催してきたが、令和3年12月に国がつくったカーボンニュートラルポート形成計画策定マニュアルに基づき、CNP検討会という名前であった会合を、令和4年度からCNP形成協議会に改称した。もともとはフリーに議論するための検討会であったところを、計画をつくるための関係者協議会という位置づけに改め、令和4年度の計画の策定に向けて協議を進めてきたところである。
- ・昨年度3回の協議会開催を受けて、おおむね計画の内容も固まりつつあったが、令和4年12月に港湾法の改正、それを踏まえて国のマニュアルも改定されるという話もあり、公表については一旦見送り、本年度に作成を持ち越したという状況である。
- ・今年度に入って、改定後の国のマニュアルを踏まえ、ある程度できていた計画を再構成するという作業や法定協議会の設置準備を進め、先月27日に第1回の法定協議会を開催し、再構成後の計画原案について委員に議論いただいた。
- ・計画に関しては、東港だけでなく、西港も一体として策定している。西港も物流はあるが、どちらかというとな人流のほうが多いため、東港の方が、次世代エネルギーの供給拠点という意味では項目が多い。現在、内容について国と事前協議をしている最中であり、協議がまとまったらパブリックコメント実施の上で最終計画案を作成し、協議会に諮った上で今年度中に作成・公表という運びに持っていきたいと考えている。

## 新潟港における基地港湾指定までの取組や今後の展開について

### I 説明概要

#### ○新潟県およびその周辺海域における洋上風力発電事業計画

- ・現在、再生可能エネルギーの導入が進められている中で、洋上風力発電は2050年カーボンニュートラル達成に向けて重要な役割を担っており、経済波及効果が期待されているところである。国においては、再エネ海域利用法に基づき、洋上風力発電の要件に適した区域を促進区域に指定し、事業者の公募を行うこととしている。
- ・日本海側沖合には、洋上風力発電のポテンシャルが高い区域というのが複数存在しており、本県の村上市・胎内市沖においても昨年9月30日に促進区域に指定され、12月には発電事業者の公募が開始された。
- ・また、本県の周辺、山形県遊佐町沖、富山県東部沖でも促進区域に向けた取組が進められているところである。周辺海域についても今後の広がりが期待されている。

#### ○洋上風力発電設備の規模

- ・洋上風力発電に必要な風車というのは年々大型化が進んでおり、村上市・胎内市沖においても、国内最大級となる15メガワット級の風車が導入される見込みである。サイズ感的には、ヨーロッパで設置されているものとだいたい同様であり、220メートルから240メートルぐらいのローター径である。
- ・風車を設置する近隣の海域の港湾には、このような大型の風車の資材や機材を扱うことのできる地盤の強度や広さを備えた埠頭が必要である。

#### ○基地港湾制度の概要

- ・洋上風力発電の立地促進に向け、大規模な資材・機材を国内外から輸送し、組み立て、海上に設置するということが必要となってくる。取り扱える港湾を整備するため、国では港湾法を改正し、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾、いわゆる基地港湾を指定する制度を設けている。
- ・基地港湾として指定された港については、公募により選定された発電事業者に埠頭を最長30年間優先的に貸し付けることができ、整備に要した費用については、発電事業者から貸付料として回収できる仕組みとなっている。

- ・国から基地港湾としての指定を受けるためには、港湾計画において「海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置および維持管理の拠点を形成する区域」が位置づけられていることが要件の一つとなっている。今回の新潟港湾計画の変更においては、この区域を位置づけるということが変更内容の中心となっている。

#### ○港湾に求められる施設の規模および配置

- ・洋上風力発電では、大型風車の資材・機材を扱うことになるので、一定地盤強度の、大型船を係留するための水深・延長を有する岸壁や、資材・機材の組み立ておよび保管用の広大な後背地を備えた埠頭が求められる。
- ・発電事業者への利用想定船舶の聞き取りにより、洋上風力発電の部材の輸送に利用される30,000載貨重量トン級の貨物船に対応するため、水深12メートル、延長230メートルの岸壁が必要とされている。
- ・令和3年度の2050年カーボンニュートラル実現のための基地港湾のあり方に関する検討会によると、発電規模が50万キロワット程度の場合、洋上風力発電の組立および保管に対応するため、28～32ヘクタール程度の埠頭用地が必要ということである。

#### ○新潟港港湾計画変更位置

- ・基地港湾に位置づけたのは、東港区の南ふ頭地区である。新潟港東港区は、促進区域に指定された村上市・胎内市沖に近く、外郭施設や航路などが整備され、港区ふ頭地区については既に公共ふ頭として整備されているので、基地港湾に必要な広い土地を有している。また、掘り込み港湾であることから、埋め立て地として比較的地盤が良好であり、整備費用の面においても優位ということである。
- ・このため、新潟港が基地港湾となると、新潟県村上市・胎内市沖近くに資機材の運搬を効率的に進めることができる。
- ・なお、当該地は、日本海沿岸東北自動車道インターチェンジから約5キロ北側に位置しており、インターチェンジから幹線道路についても整備されている。

#### ○新潟港港湾計画一部変更の必要性と方針

- ・新潟港の港湾計画の変更については、平成27年度に全面改訂したものがもととなっているが、新潟港を取り巻く状況・情勢の変化として、新潟県およびその周辺における複数の洋上風力発電事業計画が進展してきたこと、また、それに伴い、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置および維持管理を安定して行うための埠頭を有する拠点、基地港湾の必要性が生じたこと、これらを受けて、早急に必要な整備を図るため、港湾計

画を変更することとした。

- ・今回の方針として、これまで定めていた物流、産業・交流、防災の3つの方針に加え、環境を4つ目の方針に追加し、洋上風力発電を導入するための基地港湾の役割として、環境問題の解決に貢献する港づくりを目指すこととしている。

### ○港湾計画変更内容と基地港湾の指定

- ・変更内容としては、既存岸壁の増深による大型貨物船への対応、海洋再生可能エネルギー発電整備等の設置および維持管理の拠点を形成する区域の設定、地盤強化などである。
- ・港湾計画の変更を踏まえ、国の小委員会の審議において、今年4月28日に基地港湾の指定を受けた。小委員会においては、洋上風力発電を予定している海域として、新潟県村上市・胎内市沖のほかに、富山県東部沖が想定されているということである。
- ・今年度より国の直轄事業として、基地港湾の整備が事業化されている。期間は令和5年から令和8年度までで、令和9年度の供用開始に向け、今後整備が本格化するということになる。
- ・事業費については、国の新規事業採択において、91億円ほどを見込んでいると聞いている。また、新潟港の貸付料は、県の整備費も加え約165億円、うち国が75億円、県が90億円を想定している。事業者への費用負担については、国が示している契約書案で確認できる。
- ・岸壁整備の図面については、北陸地方整備局のホームページに掲載されている。また、公募に関する情報については、北陸地方整備局ホームページのQ&Aで確認できる。

### ○基地港湾関係の経緯

- ・令和3年に新潟県内の海域である村上市・胎内市沖が再エネ海域利用法に基づく有望な区域に指定された。
- ・令和4年になると国から基地港湾の指定に係る意向調査があり、これについて指定の意向を回答し、併せて促進区域への道筋が見えて以降、短期間で、港湾計画の変更をはじめ、基地港湾の指定に向けた取組みを進めてきた。
- ・港湾計画変更の実務については、令和4年6月、本省とのキックオフがあり、7月に国土交通省港湾局に計画案を持ち込み、10月に地方港湾審議会を開催し、11月に国の交通政策審議会で審議された。
- ・直轄事業を前提とした事業であることを含め、国と歩調を合わせた取組が必要となっており、このような対応ができた背景により、短期間で港湾計画変更を含め進めることができたと考えている。

- ・最後に、当県の港と、福井県の三国港、敦賀港は古くからつながりがあり、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を明かすストーリーとして、平成29年に「荒波を超えた男たちの夢を紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」が共同で文化庁の日本遺産の認定を受けている。今後も北陸の港同士連携を深めていきたいと考えている。

## II 質疑応答

○委員　もし、カーボンニュートラルポートの事業を進めたとして、それを利用する需要の部分が本当にあるのか。国は、港湾の近くにある火力とかそういうところにアンモニアとかバイオマスとかそういうものを使いましょうと港の近くに需要を求めるが、そういうものがどの程度あるのかを伺いたい。

○港湾振興課政策企画員　いわゆる次世代エネルギーの需要ということかと思うが、現時点で、例えば何年までに水素あるいはアンモニアの需要がどれくらいあるという固い見込みというものはない。計画としては、一番大口の次世代エネルギーの需要者というのは電力会社であるというふうに考えており、今、新潟東港はLNG（液化天然ガス）の全国的な拠点の一つになっているので、同じような形で、水素・燃料アンモニアに関しても、おそらく全国的にいくつもの大きな拠点ができるのだろうという前提で、カーボンニュートラルポート形成を目指すからには、新潟港としてもその拠点化をしていきたいと考えている。

しかし、現状、電力事業者からは「将来的に運ぶキャリアとして、水素だとかアンモニアだとかはまだ確約できない」と言われているし、それをどこからどうやって入れるかといったことも今後検討と言われているので、現状としてどこが見込まれているといったことはない。ただ、立地的に、国は大きな拠点としてはどちらかという太平洋側を考えているような動きが多いかと思うが、災害時のバックアップを考えると、日本海側にもやはり拠点はいるだろうというところで、仮に北陸地方の日本海側にある、電力供給を目的とした発電所の水素・アンモニア需要がどのくらいあるのかというのを計画の中ではざっくり計算して、見込まれるというよりは可能性としてありえる、ポテンシャルであるというような書き方で示してはいる。ただ、質問の趣旨としては、今どれくらい見込まれるような状況があるのかということだと思うので、こちらは、現時点で情報はないというような状況である。

○委員　敦賀も同じような状況である。国の事業として進めていくということであるから、電力側としてみると、そういう新しい水素・アンモニアというものを使っていくという方向性を持っている、ということは間違いないか。

○港湾振興課政策企画員 調整電源としての火力発電はやはりなくせない  
ので、その火力発電をどうやって脱炭素化するかということになったときに、  
次世代エネルギーと言われる水素なりアンモニアなりの発電に移行するとい  
う方向性自体は考えているようである。東北電力などは2030年に、電力全体  
で2013年に比べ50%CO<sub>2</sub>排出量を削減するということが長期計画ですでに  
公表されてはいるが、どこから着手するかといったことも含め、アンモニアな  
のか水素なのか、どちらがより発電として有効なのかといったことを考えて  
いるようなスタンスであると感じる。

○委員 荷揚げされる荷物に対するカーボンニュートラルという考え方と、  
荷役作業、物流のほうでのカーボンニュートラルとあるが、事業者がどれくら  
いやっているかということは把握しているか。

○港湾振興課政策企画員 現状としては、各事業者で節電や省エネルギー  
という意味では当然取り組んでいるが、例えば電動フォークリフトの導入等  
については、まだ具体には進んでいないという現状である。コンテナターミナ  
ルを運営する港湾運営会社も、荷役事業者もそうであるが、国は2050年に脱  
炭素化と言っているので、それぞれの事業者が自分の責任で、今後考えないとい  
けない状況ではあるが、本当にカーボンニュートラルにしようと思うと、電  
気も結局CO<sub>2</sub>を排出するので、水素、あるいは太陽光となったときに、水素  
だと値段が高いという以前の問題として、どこからどうやって手に入れるの  
か、太陽光だとメンテナンスコストを含めて、小さな事業者はすぐというわ  
けにいかない。カーボンニュートラルポートの協議会に入っている事業者と  
も意見交換をしているが、来年度予算で国が、法定の計画をつくって、法定の  
計画のなかに位置づけた事業に対する補助金を組み立てていくとは聞いている  
ので、その辺の情報もうまく流しながらやっていきたいと思う。

○委員 指定した以上、そのためのインフラ整備が必要になる。地盤を改良  
しなければいけない、トラックの走る部分を補強しなければいけない、事業に  
対して県もなかなか予算が追いついていかない。カーボンニュートラルとい  
う御旗はきれいだが、指定するだけでちっとも財政的な支援をしてくれない。  
福井県は港も小さいので、県にだけ押し付けても無理だし、企業は企業ででき  
る範囲でやっているのだが、国のほうに一生懸命手を挙げて、ここをやるから  
助成金をくださいと先頭に立ってやってほしい。

○委員 新潟県が進められている洋上風力発電だが、これだけ大きな投資  
をされている事業ということで、よほどの覚悟がないと実現できないと思う

が、新潟県は有望区域からすぐ促進区域に格上げされて、既に公募を開始されている。福井県もあわら洋上沖の風力発電の実現を目指しているが、新潟県がいち早く実現できたことに対して、元々国が有望区域だというふうに見ていたのか、それとも県としていろんな対策を取るなどして促進区域に指定されたか、見解があれば教えてほしい。

○港湾整備課副参事　洋上風力発電の事業全般については、創業イノベーション推進課という産業部局が所管しており、我々は港湾の利用の部分でしかプロジェクトに接していないところではあるが、自分の知る限りでは、促進区域に指定された村上市・胎内市は、国が再エネ海域利用法を制定する以前から洋上風力発電をしようと模索していたという経緯もあり、そういう沿岸自治体において洋上風力発電に対する理解が以前から少しずつ浸透していったというところで、地元がまとまりやすい環境にあったと聞いている。

○委員　県としての特別な対応というか、例えば先日視察に行った秋田県では、洋上風力発電を県の重要な事業に位置づけ、知事の積極的な推進力で実現できたと聞いているが、新潟県としてはどういう対応だったのか。

○港湾整備課副参事　知事が推し進めていたというよりは、地元の村上市・胎内市であるとか、自治体の方で誘致したいというようなことで始まったと聞いている。我々港のほうとしては、想定していたよりも早く有望区域、促進区域と進んでいったので、港湾計画の変更のほうがかなり急ぐような形で、スピード感を持って対応したような経緯であった。

ただ、促進区域に指定された後に事業者の公募に進むが、その時にどこの港を使うかという議論が必ず国の方で出るわけなので、そこで、ぜひ県内の洋上風力については県内の港を使ってもらいたいということは、もちろん気持ちとしてはあった。

### Ⅲ 現地視察

・新潟港（東港区）の視察

（※）現場視察をしながら行った質疑応答については省略する。

# 土木警察常任委員会 県外視察

場所 加賀建設株式会社

内容 社屋見学



内容 あいさつ・概要説明



内容 質疑・応答



場所 石川県議会庁舎

内容 あいさつ



概要説明



質疑・応答



場所 新潟県議会庁舎、新潟港（東港）

内容 あいさつ



概要説明



質疑・応答



現地視察の様子

・東港分所



・南ふ頭

